

新婚さんの 新生活を応援します



住居費用・リフォーム費用・引越費用

最大60万円助成

(30歳～39歳の場合は、30万円まで)

助成対象世帯

- ・ 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯
- ・ 新婚世帯の所得額(夫婦の所得の合算額)が500万円未満
- ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ・ 住居が伊達市内にあり、かつ夫婦の双方又は一方の住所が伊達市にある世帯
- ・ 過去にこの制度と同様の助成を受けたことのない世帯 など

制度の詳しい内容は

子育て支援課児童家庭係【本庁舎1階⑥窓口】へお問い合わせください

伊達市にお住いの新婚世帯の方対象

新婚新生活支援事業について

最大30万円(夫婦ともに29歳以下の場合、最大60万円)

補助対象費用

住居費用

結婚を機に購入した住宅費用(婚姻日から1年以内に取得したもの)や賃借する住宅の賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料

リフォーム費用

結婚を機に居住する住宅の修繕・増築・改築・設備更新等の工事費用(婚姻日から1年以内の実施(発注契約)したもの)

引越費用

結婚を機に行った引越に要した引越業者や運送業者に支払った費用

※ 内容によって対象とならない場合があります。
詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

対象期間など

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用が対象で、その支払った費用が領収書等で確認できる費用に限ります

助成対象世帯

- ・ 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯
- ・ 新婚世帯の所得額(夫婦の所得の合算額)が500万円未満の世帯
- ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ・ 住居が伊達市内にあり、かつ夫婦の双方又は一方の住所が伊達市にある世帯
- ・ 過去にこの制度と同様の助成を受けたことのない世帯
- ・ 申請時点において市税等に滞納がない世帯

受付期間・申請方法等

受付期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

申請方法 事前に電話またはE-mailで必要書類をお問い合わせのうえ、子育て支援課⑥窓口へ持参してください

※ 補助対象により必要書類が異なります

必要書類 住民票・戸籍謄本・所得証明書・費用に係る領収書又は明細書・納税証明書等・貸与型奨学金年間返済額証明書(対象者のみ)



伊達市健康福祉部子育て支援課児童家庭係【本庁舎1階⑥窓口】

住所 伊達市鹿島町20番地1

電話 0142-82-3194(課直通)

E-mail jidoukatei@city.date.hokkaido.jp



詳しくは市ホームページをご覧ください